

# 最上町農業委員会第 22 回総会議事録

日 時 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 午前 10 時 00 分～  
場 所 最上町役場 3 階 大会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤 一 男

日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 議事録署名委員の指定について  
日程第 3 議案

## 1. 出席委員 (12 名)

1 番 庄司千賀夫	2 番 齊藤 則子	3 番 中  寫  聡
4 番 奥山定次郎	5 番 渡部 浩栄	6 番 高橋 光廣
7 番 五十嵐一春	8 番 奥山 勝明	9 番 渡邊 紀栄
10 番 小林 吉雄	11 番 二戸 孝一	12 番 後藤 一男

## 2. 欠席委員 (0 名)

## 3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

伊藤 凡 齊藤 和広 菅 欣也 大場 充

## 4. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃 農政係主任 後藤 卓哉

## 5. 会議に付議した事項

議事 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条に規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 最上町農用地利用集積計画について

議案第 4 号 農業員会が定める別段の面積について

議案第 5 号 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成 30 年度の農業委員会の点検・評価（案）及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

## 【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 22 回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議なしと認めます。それでは、11 番委員、1 番委員両名にお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

## 【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 31 年 3 月 25 日提出。  
(報告第 1 号 朗読説明 1 件)

議 長 : ただ今報告第1号について事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成31年3月25日提出。

(議案第1号 朗読説明1件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。1件については調査員報告がございます。

4番委員 : 場所は位置図で確認をお願いいたします。この場所は昨年より草刈をして、整備がなされている農地です。今年から、新規にアスパラの作付けをすると聞いております。問題はないと確認いたしました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第1号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら採決いたします。議案第1号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり承認されました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定に許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条の第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成31年3月25日提出

(議案第2号 朗読説明1件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。1件については調査員報告がございます。

1番委員 : 場所は位置図で確認してください。申請地の近くには牛舎もあり問題はないと思います。

議 長 : ご苦労様でした。議案第 2 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

(4 番挙手)

4 番委員 : 牛舎だと周りへのにおい等の影響は大丈夫なのでしょうか。

事 務 局 : 臭気対策もきちんと整っておりますが、地区の方々にも同意していただく必要があります。排水についても最上町だけではなく、県でも巡回して指導する予定です。

議 長 : 今後、事務局で県等からの牛舎に対する指導等がありましたら、報告してください。ほかにご意見ございませんか。ないようでしたら、議案第 2 号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり承認されました。次に、議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を願います。

事 務 局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見を決定しようとするものである。平成 31 年 3 月 25 日提出。

(議案第 3 号 朗読説明 35 件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。議案第 3 号については 35 件の議案がありますが、30 番、31 番、34 番は当事者がおりますので、3 件を除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、議案第 3 号の 3 件を除いた案件につきまして採決いたします。議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 3 号の 3 件を除いた案件については、原案のとおり承認されました。続きまして、34 番の案件ですが、会議規則第 11 条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第 3 号の 34 番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第 3 号の 34 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の34番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

続きまして、30番31番ですが、当事者が議長であります。議長を職務代理にお願いいたします。

(議長退席)

職務代理 : それでは、議案第3号の30番31番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の30番31番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の30番31番については、原案のとおり承認されました。

(議長着席)

議長 : ありがとうございます。続きまして、議案第4号「農業委員会が定める別段面積について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第4号「農業委員会が定める別段の面積について」農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積を、農地法施行規則第17条第2項の規定により次のように定める。平成31年3月25日提出。

最上町農業委員会が定める別段の面積は最上町全域で30アールです。この件に関しまして昨年、検討委員会で当面は30アールに設定するということで決定しております。

議長 : 議案第4号につきまして、質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、最上町の下限面積30アールで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

続きまして、議案第5号「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成30年度の農業委員会の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、事務局より説明願います。

事務局 : 議案第5号「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成30年

度の農業委員会の点検・評価（案）及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、平成 31 年 3 月 25 日提出  
下記のとおり、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号経営局長通知）点検・評価及び活動計画の策定及び点検・評価結果等の報告に基づく、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を提出すものである。

（議案第 5 号 朗読説明）

以上です。こちらの内容を 4 月から HP に公開し 1 ヶ月間、意見等を聞きながら、修正をいたしまして、平成 31 年度 6 月の総会で提案し、承認をいただくこととなります。それで、平成 31 年度の目標と活動計画は確定となります。

議 長 : ただ今、議案第 5 号平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明されたところであります。皆さんからは、同意ということで採決したいと思えます。ご意見ご質問ありませんか。

ないようでしたら、議案第 5 号について同意する方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員同意であります。よって、議案第 5 号は原案のとおり承認されました。

12 番委員 : ここで、同義を求めたいと思えます。内容ですが、先月の案件で最上町の標準賃金等について審議していただき、原案のとおり承認されましたが、農作業賃金についても一度、審議していただきたく、同義の提案をいたします。

議 長 : 緊急同義であります。審議することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局 : 議案第 6 号として提案したいと思えます。約 10 年前より山形県の最低賃金が上がっているのに、最上町の農作業賃金は変わっていないということで、労働者から再考していただけないかと話がありましたので、審議をお願いいたします。

議 長 : 議案第 6 号として事務局より説明がありました。審議をお願いいたします。

1 番委員 : 町の作業賃金は他の市町村から比べても低いわけでもなく、現在の金額

で良いと思います。

7番委員 : 農作業は思った以上に重労働で、この賃金は低いとは思いますが、あくまで基準ですので、作業内容等を考えて設定するのが良いと思います。

8番委員 : 人力の部だけを審議すると、機械の部も審議する必要があるのではないのでしょうか。

事務局 : 以前に機械の部は単体で金額を上げてきていますので、今回も別々で審議していただきたいと思います。

3番委員 : 最低賃金は年々上がってきていますが、作業ごとに賃金を設定していますし、他の市町村と変わりはありませんとみられますので、このままで良いと思います。

2番委員 : 標準賃金情報には、当事者間の話し合いで決定してください。と、明記してあるので、農作業賃金に関しては、このままで良いと思います。

議長 : ご意見がでたところで、皆様の賛否を問いたいと思います。現在の標準賃金のままで良いと思う方は挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

賛成多数で、このままの賃金で公表することにします。

## 【閉 会】

議長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成30年度最上町農業委員会第22回総会を閉会いたします。